

ネットワークにおける個人情報保護とその背景

近藤 佐保子† IZB00670@nifty.ne.jp
南雲 浩二‡ nagumo@ics.saitama-u.ac.jp
三島 健稔‡ mishima@ics.saitama-u.ac.jp

† 明治大学政治経済学部
〒101-8301 千代田区神田駿河台 1 番地

‡ 埼玉大学工学部情報システム工学科
〒338-0825 浦和市下大久保 255 番地

ネットワークの発展に伴って、プライバシー保護の問題は国際的な規模で顕在化した。それは、一組織内でのメールの閲覧やWebからの個人情報の流出の問題に始まり、個人と国家との間では、判例のWeb公開や、一定の場合の前科の公表などに及んでいる。こうした状況で、プライバシーの権利は従前の消極的権利から、自己に関する情報のコントロール権へと変容してきた。

しかし、プライバシーの権利の保護は一面において、表現の自由、知る権利、また行政等にたいする情報公開の原則および、組織のセキュリティと対立する場面が生じる。

本稿では、ネットワーク上でプライバシーが問題となる例をあげ、それが他の原理からの要請と抵触する場面を明かにし、それぞれを法的に根拠づける理論を整理した。さらに、プライバシーの権利と他の要請とをつりあわせる定点を模索し、それを求めるための指針を提示することを試みた。

ネットワーク、プライバシー、個人情報の保護、情報公開、表現の自由

Protecting Personal Information on Network Society

Sahoko KONDO† IZB00670@nifty.ne.jp
Koji NAGUMO‡ nagumo@ics.saitama-u.ac.jp
Taketoshi Mishima‡ mishima@ics.saitama-u.ac.jp

† Faculty of Political Science and Economics, Meiji Univ.
1 Kanda-Surugadai, Chiyoda, Tokyo, Code 101-8301, JAPAN.

‡ Dept. of Information and Computer Sciences, Saitama Univ.
255 Shimo-Okubo, Urawa, Saitama, Code 338-0825, JAPAN.

With the development of computer network, the problem of privacy protection becomes more serious in an international scale. It includes cases of inspecting personal e-mail within an organization, outflow of personal information from the Web, and presenting judicial decisions or past criminal record in certain cases to the public. Therefore the passive practice of privacy management has changed to the active right of control of information.

However, protecting the right of privacy, at one aspect, may contradict with the right of freedom of expression, right to know, freedom of information principle of administrations and other institutions, and with organizational security.

In this paper, we give an example of privacy over the network, and devise lawful theories to make clear the conflicts with the demands from the other principles.

Further, we try to find the balance point between the right of privacy and other demands and try to present guidelines for such points.

network, privacy, protection of personal information, freedom of information, freedom of expression

はじめに

プライバシーに限らず、今日の情報をめぐる社会問題には共通の発生原因が考えられる。それは、自然科学と人文社会科学の展開速度の差と展開方法の質的な差に由来する。即ち自然科学は無限の時空間をもって急速に拡大する傾向があるが、社会科学の領域は、進歩が緩慢であり、いわば螺旋状の発展を徐々に繰り返すものようである。これまでは、それぞれの分野はお互いに過度に干渉することなく、各々の速度と方法で発展してきた。これを一変させたのが情報化社会の到来である。技術の発展はリアルタイムで社会に影響を与えるようになった。

社会がこうした影響を受けるにしたがい、それを対象領域とする社会科学は、それに対処せざるを得なくなってきた。自然科学の発展の所産を取り込んでいこうとするとき、社会科学はそれまで経験してこなかった対処の仕方を要求されることになったのである。当然、社会科学の側には対処の遅れが生じ、これが様々な情報に関する弊害を生み出すことになった。個人情報保護の問題もその代表例と考えてよいであろう。

要するに、これまで表現の自由のみを優越視できたのは、情報発信が他の物理的な行為に比べて個人の利益を侵害する危険性が少なかったからだと考えられる。しかし、今日の情報通信技術の発達により、情報の発信はプライバシーをはじめとする個人の利益の重大な侵害の危険性を生じるようになった。そのための一定段階での通信技術を前提として成立した表現の自由の理念は、情報発信活動がどこまで自由でどこから制約されるのかの具体的基準を提示するには必ずしも有効に機能しなくなってきたのである。憲法制定時には予測されていなかった情報通信技術の複雑多様化に伴い、新しい情報の自由の保障と、その制約の基準を再考察しなければならなくなったのである。

1. プライバシーとは何か

プライバシーを明確に定義することは難しいが、判例によれば以下のように定義され、変遷してきた。

1.1 プライバシー権の世界初の裁判

プライバシー権が世界ではじめて裁判上で問題となったのは 1890 年のアメリカである。ボストンの新聞各誌の私生活暴露記事に悩まされたウォーレンという男性が友人のブランドス弁護士と、「プライバシーの権利」という論文を発表して、これに対抗しようとしたものである。この中でプライバシー権は「ひとりにしておいてもらう権利 (to be let alone)」と定義された。

1.2 日本における最初の裁判

プライバシー権に関する日本で最初の裁判は、1961 年のいわゆる「宴の後事件」である。作家の三島由紀夫と新潮社を、小説のモデルとなった有田八郎が訴え

たもので、この事件の判決では「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないしは権利」とされた。なお、第一審判決は、モデルのプライバシー侵害に対して、作者・出版者は 80 万円の慰謝料を支払うように命じた。最終的には控訴審の途中で原告（有田）が死亡し、遺族と被告（三島・新潮社）の間に和解が成立した。

1.3 プライバシー権の内容の変遷

すでに情報の発達によるプライバシーの危機を感じたアメリカにおいて、プライバシー権はこれまでのような消極的・受動的な定義では足りず、「自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利」として、積極的・能動的にとらえていこうとする動きが 1970 年代に現れる。この流れを汲んでアメリカでは 1974 年に「プライバシー法」が制定される。現在、情報についてプライバシー権は自己の情報を自分でコントロールする権利ととらえなければならないと考えられている。

1.4 自己コントロール権の法制度化

この 1974 年の「プライバシー法」を汲んで、OECD（経済協力開発機構）理事会は 1980 年に「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を発表した。ここに個人情報の保護についての必要性和そのための国際的基準となる 8 原則が明らかにされたのである。国境を越えて流通する個人情報の保護に関して各国の制作の調和をはかることを目指したものである。なお、OECD の 8 原則とは、(1) 収集制限の原則、(2) データ内容の原則、(3) 目的明確化の原則、(4) 利用制限の原則、(5) 安全保障の原則、(6) 公開の原則、(7) 個人参加の原則、(8) 責任の原則の 8 項目である。

1.5 日本での法制化とその問題点

日本では、OECD のガイドラインを受けて、「行政機関の保有する電子計算機に係わる個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という)を制定し、1989 年 10 月 1 日より施行した。国の行政機関の保有する個人情報の取り扱いに関して基本的事項を定めることにより、国の行政の適正かつ円滑な運営をはかるとともに個人の権利を保護することを目的としたものである。

しかし、この法制化にはいくつかの問題がある。第一にこれが政府部門を対象としたものであり、地方自治体・民間企業（金融機関）などに適用が無いことである。自治体は条例のレベルでその保護を図っているに過ぎない。さらに、民間の業界はいわゆるセグメント方式による自主規制に委ねられており、各省庁はガイドラインを策定して業界の自主規制に対応してきたが、それには法的拘束力はない。

第二に、「個人情報保護法」の規制を受ける政府部門でさえ、実際に各省庁の保有している個人情報ファイ

ル数は膨大であるという事実である。日本では確かに国民総背番号制は反対により導入されなかったが、国民一人一人を同定するために連番をつける必要はないし、国民が自らの番号を知らずとも目的は達せられる。実際に国家が参照できる国民の情報の量の膨大さはいうまでもない。

要するに、プライバシーの概念とは、「そっとしておいてもらう権利」という消極的なものから「自己の情報コントロール権」という積極的なものとして捕えなおさなければならなくなったのである。

2. プライバシーはなぜ問題になるのか

2.1 個人情報保護と対立する利益

法システムは、相対する諸権利をどこで釣り合わせるかの結果である。いかなる権利も尊重したほうがいいことに異論はないが、多くの場合、一定の権利は必ず、何らかの他者のもしくは他の権利と対立関係にある。したがって、どのような権利にも尊重した場合のメリットとデメリットが必ず存在する。プライバシーの問題も例外ではない。

プライバシーの保護は日本国憲法第13条の幸福追求権の一内容として保障される。しかしそれは同じ憲法上の権利である表現の自由(第21条)や情報公開などと対立することがあり、また組織内のセキュリティ維持とも対立する場合がある。

2.2 個人情報保護と制限

個人情報の保護を尊重すればプライバシーは最大限保持されるというメリットはあるが、次のようなデメリットがある。

- a) 憲法上の表現の自由が制限される(表現の自由と対立したとき)
- b) 知る権利、アクセス権が侵害され、情報公開が達せられない
- c) 組織内のセキュリティ、組織の秩序などが侵害される危険性がある

個人情報の保護を制限すれば、次のようなメリットがある。

- a) 表現の自由の優先が可能となる
- b) 情報公開を促進し、知る権利、アクセス権の保障に資する
- c) 組織内のセキュリティ維持・組織の秩序維持に役立つ

デメリットとしては、プライバシーが侵害されることにより、個人は多大な被害を受ける可能性があるばかりか、この被害は精神的なものにとどまらず、名誉や経済的利益の侵害につながるおそれもある。

さらに今日、プライバシー権の内容が自己の情報のコントロール権と捕えられるようになったことから、自己の情報の開示と誤謬の訂正・削除がプライバシー権の実現に不可欠な手段と考えられるようになった。ここから、情報が公開されないとプライバシーが保持できない、というねじれ現象が生じるようになった。

これまで対立する人権と考えられて来たプライバシー権(幸福追求権)と知る権利(表現の自由)の図式に変化が生じたのは、公権力に情報公開を求めるという意味で、知る権利が社会権的性質を帯びているからである。

プライバシーの問題は、まさにこうしたバランスのなかでの安定点を見出さなければならないことになる。

2.3 個人の保護か組織の安全か

個人情報保護をどの程度尊重するかは、個人の保護と組織の安全との調和をどのように考えるかに帰する。個人の保護と、組織、社会、ひいては国家の安全のどちらを優先させるかの順位決定の問題となる。

近代の民主主義国家において、個人の人権が尊重されねばならないことはいうまでもないが、それは個人が帰属する社会の安全の上に成り立つことも事実である。したがって、常にどちらが優先するという短絡的な問題ではなく、いかなる場合にどちらを優先するかという、利益考量が絶えず働いていることになる。

3. 組織の性格とネットワークの特殊性

ネットワークにおけるプライバシーの問題を考える前に、教育機関のLANと一般のLANの性格を整理しておく。

キャンパスネットワークを他の組織のネットワークからことさらに特殊化しなければならない根拠は本来はない。敢えて、キャンパスネットワークを特殊化するとすれば、以下の2点に尽きると思われる。

- a) 学生と学校法人は雇用関係ではないので、使用者関係に基づく法規(民法の使用者責任や労働法)が適用されない
- b) 個人情報の保護と違反行為への処分が学生に対しては教育目的を重視して行われなければならない
しかし、「更正するかもしれない」という教育上の効果への期待も、学内LANが、学外のネットワークの構成要素の一部をなし、不正な行為の結果が即座に学外に広範囲に波及し得る今日、制限的に解せざるを得ない状況になっている。

キャンパスネットワークに限定して個人情報の保護を論じるとき、キャンパス内で被害が生じた場合の処置と防護策については特殊化する必要がない。キャンパスネットワークの特殊性は、まさに加害者がその構成員であり、特に雇用関係のない学生、さらには未成年者であるときに顕在化する。したがって、こうした場合の処置と防護策が重要となるのである。

また、プロバイダなどの電気通信事業法で直接規制を受ける電気通信事業者との比較においても、他の一般組織と学校法人は異質であるというのは不自然である。むしろ、憲法の直接適用を受けるか、公務員の守秘義務があるかという観点から、国公立と私立は同列に扱えない場合が存在する。要するに、学校法人か他の一般組織かという区別は、少なくとも法的観点からは、根拠が希薄であり、電気通信事業法の適用範囲が否か、公的組織か私的組織かという区別のなかに学校

法人も位置づけて考えるべきである。

4．ネットワーク上で問題となる事例

4．1．選挙の候補者の前科の公開

今年4月、韓国で総選挙に際し候補者の前科をWebに公開したという情報が伝わった。

これに対する世論は肯定的であったと言われる。軍事政権時代の不透明な政治を経験してきた韓国の国民は、政治家の前科が顕わになることをよしとしたのである。民主化運動の前科はいわば、「勲章」の役割を果たし、民主化運動の前科を持つ者はマスコミを逆に利用し前科を宣伝して当選したという。

これには韓国の政治的特殊事情が働いているが、同時に成文法の法制度自体はおそらく現在のわが国とまったくも似た国であるといつてよい。

問題は以下の2点である。

第一に、Webに関する規定がない。このため前科の名簿の「閲覧」をWebへの「公開」と読み替えており規定の解釈として許されるか否かの問題がある。

第二は、Webの性格である。Webの記録は一瞬でも掲載されれば永久的に保存されうる。候補者の場合、落選をすれば私人であるから、短期間の候補者という身分と、Webの記録の永久的な性質の間に不均衡が生じるように思われる。

これは、個人情報の保護が行政の情報公開と対立する例である。

4．2 最高裁判所による判例のWeb公開

最高裁判所は下級審の判決まで含めてWebに公開する方向にある。しかし、判例は多くのセンシティブな個人情報を含んでいる。これは、強姦罪に関する刑事裁判などを念頭におけば想像にたやすい。判決書には実名を含む多くの固有名詞が記され、加害者はもとより被害者の、他人には決して知られたくない多くの情報が克明に書かれている。それがいつ誰でもたやすく参照できるということにより、被害者は半永久的に苦痛を被り続けることになる。

Webは、誰にでも簡単に検索でき、正当な目的と必要性のない者にも、情報を無制限に供給できる点で、活字となった判例集と違うというべきであろう。判例集を興味本位で読み漁るものは稀であろうが、Webの場合は、不適切な目的からの判例収集が行われる危険性も否定できない。

これは、個人情報の保護と司法の情報公開が対立する例である。

4．3 一般組織内におけるメールの閲覧

最近、組織内でメールの閲覧が問題となる事例が多発している。

a) あるソフトウェア会社で上司の横領行為を知り、これを隠蔽するために虚偽の内容の報告書の作成を依頼された部下が、この事実を関連会社などに

メールを利用して知らせたところ、このメールが閲覧され、この部下が退職に追い込まれた。

b) ある大学で、職員が労働組合関係の連絡にメールを利用したところ、この内容が使用者に閲覧され、組合活動に関する重要な情報が使用者に知られてしまった。

メールの閲覧の問題は、一般にはプライバシーと組織の秩序維持の対立する事例と考えられる。

5．問題の解決方法の指針

5．1 組織の構成員の法的性格

企業や大学などの組織と職員は労働上の契約関係にあり、大学と学生は民事上の契約関係にある。上位規定である憲法上の諸制限を受けることはいうまでもないが、これに反しない限りでその契約内容は、民法上の契約自由の原則に基づき、当事者が自由に定めることができる。被用者が労働契約を結び入社したとき、学生が民事契約を結び入学したとき、それは就業規則や学則を承認したものとみなされ、これに対する遵守義務が生じるのである。

現実には、こうした規定を熟知しないで契約をしたり、規定自体があまりに包括的で予想外の処分をされたりすることからのトラブルが多発している。

紛争は、内規が欠如しているか、あっても包括的で適用範囲が明確でない、あるいは、あるのに構成員が熟知していないなどの稚拙な原因から発生しているものも少なくない。組織内のメールの私的利用の範囲などはこうした場合が多い。今後、組織内の規則の明確化とその熟知が不可欠になると考えられる。

5．2 個人情報の保護規定としての守秘義務

個人情報保護制度に関連する規定として、守秘義務が挙げられる。守秘義務は特定の身分や職業にある者が、職務に関して知り得た秘密を外部に漏洩してはならないということである。具体的には、国家公務員、地方公務員はそれぞれ国家公務員法、地方公務員法により守秘義務を課される。また、特定業務に関しては刑法により、弁護士・医師などが守秘義務を課され、その他にも行政書士法など、詳細にはかなりの業種をあげることができる。

守秘義務は、特定の業種に限って重い責任を課すものであるが、情報の保護の必要性が重要になった今日、このような考え方を組織の内規に反映させて、組織の構成員には、その組織自体や他の構成員のために情報の保護に必要な一定の守秘義務を課することが有効である。ただし、就業規則や学則その他の内規に規定しておく必要がある。

5．3 解決の試案

国公立の教育機関においては、職員は法律上の守秘義務をもっているが、そうでない場合にも、就業規則やその他の内規で守秘義務を課することは重要であろう。

組織の内規の中に構成員のプライバシーを互いに保護する項目を定め、またこの違反に対しての処分規定をおくことが有効である。そして、これを構成員に熟知させる必要がある。

ネットワーク利用が可能になったことで、意図すれば内部資料を見ることができるなど、各構成員は他人のプライバシーを侵害することも容易になってしまった。しかし、組織のネットワークへのアクセスは、各人に他の構成員のプライバシー保護を義務づけ、これを遵守できる者にのみ与えられるべきである。

6. 情報公開との関係

6.1 情報公開制度

情報公開制度は民主主義に不可欠なひとつの柱といわれている。情報公開法の制定はもはや世界の潮流といわれるが、日本は立法化が非常に遅れていた。日本では市町村、続いて県といった地方公共団体の条例先行型で実現されてきたが、情報公開法については、1999年に制定され2001年4月の施行を待つ段階となった。

しかしこの情報公開法がまた新たな個人情報の危機を招くことも否定できない。情報公開法は個人情報を例外のひとつとして明記し、不開示事由と認めている。但し、「特定個人が識別されるか、識別される場合にすべて非公開」とする例外事由の規定は情報公開の範囲をあまりに狭くするので、一定の開示事由をさらに認める。また、こうした不開示情報の範囲は必ずしも明確ではない。実際には、個人情報の保護の主旨との抵触場面が考え得るのであり、不開示事由はプライバシー保護の要請に基づくものであることを念頭においた解釈・運用が必要となる。

また、本人からの開示請求に対しても、個人情報の不開示の考え方からは開示が認められないという解釈も導き出されるが、これはプライバシーを自己の情報のコントロール権と捕らえるならば、自己の情報の「アクセス・訂正の権利」の保障からは容認しがたいという見解も存在する。

6.2 公務員の守秘義務と情報公開

情報公開制度に従って公務員が情報を公開した場合に守秘義務違反となる可能性があるのかが問題となる。情報公開法の不開示情報の規定は該当する情報の公開を禁止したものと解釈する見解があり、不開示情報を誤って公開した場合には、守秘義務違反の責任が生じることになる。しかし、こうした解釈は情報公開法の趣旨にそぐわず、不開示情報は情報公開の義務を免除したものに過ぎないと解すべきとの見解も有力である。この見解によれば、情報公開法に基づいて情報を公開している限り、誤って不開示情報を公開しても、処分の可能性は残されているにせよ、守秘義務違反で刑罰を受けるべきではないと考えることができる。

6.3 国の情報公開

国の情報公開の問題は、行政の情報開示の問題にとどまらない。「開かれた政府」の実現のためには「会議公開法」も必要であり、さらに立法ならびに司法の情報公開が必要となる。国会の中継や審議中の法案の資料、裁判記録の公開の問題などが挙げられる。

Webという手段が介在するとき、個人情報の保護には十分に配慮がなされなければならないが、プライバシーだけを理由に情報を不開示にすることは、「知る権利」などの諸権利に対立するだけでなく、かえって「コントロール権」としてのプライバシーの保護に支障になることもある。こうした事情を踏まえて、行政だけでなく立法、司法を含めた三権の情報公開が進められて行かねばならない。

7. 具体的解決

7.1 選挙の候補者の前科のWeb公開の例

わが国で前科とプライバシーに関する判例としては前科照会事件（最判昭56・4・14）があり、弁護士の照会に応じて原告の前科および犯罪歴を報告した自治体の行為は公権力の違法な行使にあたりと判示された。

しかし、公職選挙の候補者の場合を一般人と同様に解することはできない。公職選挙の候補者に関するプライバシーと表現の自由に関する判例としては北方ジャーナル事件（最判昭61・6・11）を挙げることができる。知事選の立候補者を批判する記事の掲載が名誉侵害にあたりとする原告の主張に応じ、記事の事前差止めを求める仮処分を裁判所が認めたことが表現の自由の侵害にあたるかが争われた。それによると、一般に公共的事項に関する表現にあたる公務員または公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為は、私人の名誉権に優先する社会的価値を含み、そのような表現行為に対する事前差止めは原則として許されないと判示されている。

公人に対しては、表現の自由が優先しプライバシーは制限されると解することができる。したがって、Webであるか否かを問わず、報道機関を含めて私人による前科の掲載がされても原則的には名誉毀損にはならない。しかし、公権力による公表は開示規定がない以上、許されず、仮に韓国のような「閲覧」の規定があったとしても、「閲覧」という文言に、Webへの「掲載」を含めることは、法規解釈として無理がある。

7.2 判例のWeb公開の例

判例が多くのセンシティブ情報を含むことは間違いない。しかしその事実を持って、プライバシーの保護を盾に司法の情報公開が過度に妨げられることがあってはならない。判例から得なければならない事実の詳細さは、実務家、法学者、法学部の学生、一般人、未成年でそれぞれ程度に差があると考えられている。そのため、それぞれに応じたフィルタリング機能が必要となる。今後、プライバシーを保護するだけの認証シ

システムなどの技術に裏付けられた情報公開が進められていかねばならないことになる。

7.3 メール閲覧の例

メールの閲覧自体はプライバシーの侵害にあたると思える。しかし、就業時間中に会社の設備を使って私的なメールを作成することは、就業時間中に業務以外のことをしているという点と、本来私的用途では使えない設備を私的に用いているという意味において、就業規則に反すると解され、処分対象となり得るという見解が有力である。そうした立場では、このチェック目的でメールを閲覧しても、私的メールはもともとないはずであるから、正当化されると解される。

しかし、実務家の間でも見解は分かれている。この場合、やはりプライバシー侵害自体はあるので、就業規則に私的利用の禁止や、メール閲覧を明示していない限り、処分すべきではないとの見解も存在する。

ところで、上記の2例は、もう少し複雑な要素を含んでいる。

- a) 会社の利益のための行為であり、閲覧自体はともかく処分は不当である。したがって本来、職員の身分保全ができる事例である。
- b) 専従組合員でない限り就業時間内に組合活動を行うことは、就業規則違反の問題を生ずる。メールを作成、送受信したのが就業時間内でも、組合活動のための施設の利用については、使用者との合意に基づいて行われるべきである。いずれにせよ、組織内でのメールの閲覧自体は許されるという見解を取る限り、自衛するしかないことになる。結局は組織内のメールは使わないか、暗号化などの方法を用いなければならない。それでも、憲法によって保障された検閲の禁止、通信の秘密、プライバシー権等との抵触の問題は残る。

学校法人では、原則として職員に関しては一般企業と同じに考えればよい。学生に対しても特に教育・監督まで考えると、メールの閲覧とそれに基づく処分は不当とは言えない。

しかし、こうした判断は裁判時に処分が不当かどうかの究極の判断であって、もともと民事契約でも労働契約でも、お互いが内容を熟知し納得していることが必要である。学内においても、規定が不明確なままの処分は不適切であり、一定の目的に基づいた閲覧をするのであれば学内規則の完備と熟知が不可欠である。

8. 今後の課題 - 安定点の模索 -

個人情報の保護に関して、他の諸権利からの要請とバランスをとる位置は組織の性格により異なると考えられる。組織の性格により、個人情報の保護に関する組織内の規定をどのように作成するかには差異が生じてくる。規定による明確化が大切であり、組織の内部といえども、慣習に任せておくのは好ましくない。さらに、対立する両者の権利をとともに明文化することにより、限界を明確にすることである。

組織内のメールの閲覧に関しては、閲覧が必要であ

れば、組織の目的とセキュリティ維持のためにメールが閲覧されること、私的利用を一定の範囲内で認めるのか、あるいは一切認めないのかなどの限界づけを就業規則で予め明記しておくべきである。

組織の性格による差異を考慮すると、個人情報の保護に関しては、以下の点が指針となると考えられる。

- a) 公的組織・公人に関しては、情報公開・表現の自由が優先されるべきであり、個人情報は正当な目的の下に大幅に制限され得る。
- b) 電気通信事業者でない一般企業では、プライバシーはもちろん尊重されるべきであるが、セキュリティ維持の観点からの一定程度の制限等はやむを得ない。
- c) 学校法人では、教育機関であることがどの程度の影響を及ぼすかが問題となる。

職員は、私立では、一般企業の構成と同じよう考え、国公立では、公務員の守秘義務などによる規制と憲法の直接適用による保障が考慮されることになる。

あとがき

個人情報の保護について、「プライバシー」であるとか、「個人情報の保護」という言葉を使ってきたことが、概念を不明確にしてきたという観点が指摘されている。したがって、この問題を「個」と「個の属性」を一致させてよい範囲の確定の問題として取り扱っていくべきであるという主張がされている。

今後、個人情報保護の名の下に本来なされるべき情報公開がなされないことは避けるべきであり、情報公開をしてもプライバシーが侵害されることがないように法的・技術的保障が必要となってくると考えられる。

プライバシーもまた、他の利益の制限の上に成り立つことを念頭に、時代の流れとともに移行行く安定点を常に模索して行かねばならないであろう。

最後に、参考文献の著者と、この分野に尽力されてこられた方々に心からの敬意を表する。

参考文献

- (1) 山下幸夫：“インターネット法律問題Q & A集”，情報管理，1997年8月。
- (2) 清水幸雄 編著：“情報と法”，中央経済社，1998年5月。
- (3) 木村順吾：“情報政策法”，東洋経済新報社，1999年3月。
- (4) 和田悟・近藤佐保子：“インターネットコミュニケーション”，培風館，1999年9月。
- (5) 斎藤純一：“公共性”（思考のフロンティア），岩波書店，2000年5月。
- (6) 静岡県弁護士会 編：“情報化時代の名誉毀損・プライバシー侵害をめぐる法律と実務”，ぎょうせい，2000年7月。
- (7) 松井茂記：“情報公開法入門”（岩波新書697），岩波書店，2000年11月。
- (8) Samuel D. Warren, Louis D. Brandeis：“The Right to Privacy”，Harvard Law Review, Vol.4 No.5, pp.193--220